

# 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 定款

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会と称する。

2 この法人の英文名は、Japanese Society of Pharmaceutical Oncology と表示し、その略称を JASPO とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、国民の死因の多くを占めるがんについて薬物療法に関する学術研究を進歩させ、科学的根拠のあるがん薬物療法の開発および普及を推進することにより、抗がん剤による最善の治療効果の実現、副作用の軽減およびその重篤な健康被害の未然防止を図り、がん医療の発展および公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) がん薬物療法（支持療法を含む。以下同じ。）に関する学術大会、講演会等の開催
- (2) がん薬物療法の普及のためのセミナー、研修会等の開催
- (3) がん薬物療法に関する病院と薬局との連携の強化・推進
- (4) がん薬物療法に関する臨床研究の支援および情報交換、相互交流の推進
- (5) がん薬物療法に関する調査研究の実施
- (6) がん患者および家族等に対するがん薬物療法に関する啓発
- (7) がん薬物療法に関する専門性を有する薬剤師の養成・認定
- (8) 会誌その他のがん薬物療法に関する図書の発刊
- (9) がん薬物療法に関する国内外の関係団体との連携・交流
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した薬剤師およびがん薬物

療法関連領域に従事する個人

- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学学部生及び大学院生
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を援助する個人および団体
  - (4) 名誉会員 がん薬物療法の進歩またはこの法人の発展に特に功績があったとして理事会が承認した個人および団体
- 2 この法人に代議員 50 名以上 75 名以内を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
  - 3 代議員は、正会員の中から別に定める手続きに従って選出する。
  - 4 別に定める要件を満たす正会員は、前項の代議員に立候補することができる。
  - 5 第 3 項の代議員選出において、当該正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
  - 6 第 3 項の代議員選任は、2 年に一度、実施する。
  - 7 代議員の任期は、選任の次年度 1 月 1 日から翌年度 12 月 31 日までの 2 年間とする。
  - 8 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
    - (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧）
    - (3) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
    - (4) 一般法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
    - (5) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
    - (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
    - (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
    - (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- (入会手続き)
- 第 6 条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。
- (会費の納入)

第7条 会員は、総会において別に定める年会費を定められた期日までに納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

2 既納の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人となったとき
- (3) 死亡、失踪宣告または会員である団体が解散したとき
- (4) 継続して2年以上会費等を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

2 資格を喪失した正会員が代議員の場合、同時に代議員資格も喪失する。

(退会の届け出)

第9条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の停止及び除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により、理事長が期を定めて当該会員の権利の行使を停止し、またはこれを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名した場合は、理事長はその会員に対して通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、代議員をもって構成し、総会における議決権は代議員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告および決算
- (4) 会員の除名
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に特別の定めがあるときを除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
- 3 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求が行われたときは、理事長は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長および副議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令または定款で定められた事項

第18条 削除

(総会の決議の省略)

第19条 理事または代議員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 監事は、理事またはこの法人の使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は理事の中から理事長および副理事長を選定する。
- 3 理事長は連続2回を超えて再選することはできない。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成する。

- 2 理事は、法令およびこの定款ならびに総会の決議を順守し、この法人のために忠実にその職務を執行する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事およびこの法人の使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要な意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 補欠として選任された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。  
(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議により解任することができる。  
(報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。

- 2 理事および監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(役員損害賠償責任とその免除)

第28条 役員は、その職務を怠ったときは、一般法人法第111条の規定に従い、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、総会の決議によって、その全部または一部を免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、この定款で定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を決議する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 規則の制定、変更および廃止
  - (3) 理事長及び副理事長の選任および解任
  - (4) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分および譲り受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 法令で定めるこの法人業務の適正性確保のために必要な体制の整備

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、副理事長が招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、副理事長が議長にあたる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第 7 章 顧 問

(顧 問)

第 37 条 この法人は、顧問を若干名置くことができる。

(顧問の委嘱等)

第 38 条 顧問は、この法人の目的に賛同する薬剤師、事業関連領域の従事者および学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

2 顧問は、理事長に対してこの法人の運営上必要と認める事項について助言する。

3 顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 39 条 この法人は、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるとき

- は、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。
- 2 委員会の執行すべき事務その他の必要な事項であって定款に定めのないものは、理事会の決議として別に定める。
  - 3 委員会の委員長は、理事のうちから1名を理事長が委嘱する。
  - 4 委員会の委員は、理事、会員および学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
  - 5 委員長および委員の任期は、任命した理事長の在任期間とする。
  - 6 理事長は、必要に応じて委員長または委員の委嘱をその任期の中途に解くことができる。

## 第9章 資産および会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第41条 この法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第42条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書および計算書類ならびにこれらの付属明細書（以下計算書類という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

- 2 この法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人は、余剰金の分配は行わない。

## 第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、法令で定められた事由により解散するほか、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の贈与)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(会計帳簿等の備置きおよび閲覧)

第48条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備え置かなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、その限りではない。

(1) 定款

(2) 役員および会員の名簿

(3) 理事会および社員総会の議事に関する書類

(4) 会計帳簿およびその関連資料

(5) 事業報告書および計算書類ならびにこれらの付属明細書

(6) 前号の監査報告書

(7) その他法令で定める書類および帳簿

2 前号各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

## 第13章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、法令に基づき業務上取り扱った個人情報の保護および適正利用に万全を期するものとする。

## 第14章 補則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第15章 附則

第53条 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第41条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

第54条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず設立登記の日から、平成24年12月31日までとする。

第55条 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 正会員 8,000円

(2) 学生会員 2,000円

(3) 賛助会員(一口) 個人 20,000円 法人 30,000円

第56条 従来任意団体臨床腫瘍薬学研究会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

第57条 この法人の設立時社員(正会員)の氏名および住所は、次のとおりとする。

住所(略)

遠藤 一司

住所(略)

加藤 裕芳

住所(略)

近藤 直樹

住所(略)

高山 康信

住所(略)

山本 弘史

第58条 この法人の設立時理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事：青柳 吉博、網岡 克雄、板垣 文雄、遠藤 一司、  
大谷 俊裕、大塚 昌孝、小川 千晶、加藤 裕芳、  
加藤 裕久、川尻 尚子、軍司 剛宏、小井土 啓一、近  
藤 直樹、櫻井 洋臣、笹津 備尚、鈴木 賢一、

縄田 修一、狭間 研至、橋本 浩伸、堀越 建一、  
牧野 好倫、松井 礼子、三田 敏之、山口 健太郎、山  
口 拓洋、山本 弘史、米村 雅人、和田 敦

設立時監事：和泉 啓司郎、高山 康信

第 59 条 この法人の設立時代表理事（理事長）は、次のとおりとする。

住所（略）

遠藤 一司

第 60 条 本定款の規定にない事項は、すべて一般法人法その他法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員（正会員）がこれに記名押印する。

平成 24 年 2 月 11 日

設立時社員（正会員）遠藤 一司

設立時社員（正会員）加藤 裕芳

設立時社員（正会員）近藤 直樹

設立時社員（正会員）高山 康信

設立時社員（正会員）山本 弘史

第 61 条 この定款は、平成 26 年 3 月 21 日から施行する。

第 62 条 この定款は、平成 27 年 3 月 14 日から施行する。ただし、第 4 章にかかる改正は平成 28 年 1 月 1 日から施行し、第 5 章第 21 条第 1 項にかかる改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 63 条 この定款は、平成 28 年 3 月 11 日の総会終了後より施行する。

第 64 条 この定款は、平成 31 年 3 月 22 日の総会終了後より施行する。

第 65 条 この定款は、令和 3 年 3 月 5 日の総会終了後より施行する。

第 66 条 この定款は、令和 6 年 3 月 1 日の総会終了後より施行する。

第 67 条 この定款は、令和 7 年 3 月 14 日の総会終了後より施行する。